

(別紙) 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(案)に関する意見概要、意見に対する考え方及び修正した箇所

番号	条番号 (改正後)	提出された意見の概要(要旨)	意見に対する考え方	意見の採択により 修正した箇所の 有・無
1	第6条(飼い主の遵守事項等) 第7条(犬の飼い主の遵守事項) 第10条(猫の飼い主の遵守事項) 第10条の2(飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項)	努力義務ではインパクトがなく、義務規定とすべき。	本条例の改正案は、人と動物との共生社会の実現に向けた方針を示したものであり、飼い主それぞれに異なる飼養事情や環境にも配慮する必要があると考えられるため、義務規定ではなく努力義務としたものです。 今後、条例改正について県民の皆様への周知啓発を図り、遵守事項の普及に努めてまいります。	無
2	第6条(飼い主の遵守事項等)	数については、頭数制限をするべきである。	飼い主それぞれの飼養事情や環境に応じて、飼養又は保管可能な頭数は異なると考えられ、飼育頭数に関しては、適正に飼養又は保管ができる範囲を超えないこととし、具体的な頭数については明示しておりません。 多頭飼育により適切な管理ができなくなる状況を未然に防ぐよう、引き続き、県民の皆様へ飼い主の遵守事項の普及啓発や指導に努めてまいります。	無
3	第7条(犬の飼い主の遵守事項)	犬について適正な飼養環境が記されていません。 最近の異常な夏の暑さで熱中症により亡くなる人もいるくらいです。犬は人よりも暑さが苦手であるので適正な温度管理のもとで飼養されなければなりません。 外飼いは、虐待レベルであると考えています。	犬の適正な飼養環境の整備については、第6条(飼い主の遵守事項等)において、「疾病の予防等健康管理を行うこと」、「動物の種類、習性等に応じた適正な飼養施設を設けること」等を定めており、これは犬にも適用されます。	無
4	第7条(犬の飼い主の遵守事項) 第2項	周辺環境に適応するように当該飼い犬に適したしつけを行い、飼い主の制止に従うように訓練することとあるが、「専門家の意見をもとに」と加えた方がよいのではないかと。 専門家の意見を聞かず、誤った認識で躰をしても無意味です。特に子犬の時期を逃してしまうと躰をし直すことは難しい為、第三者の意見を取り入れることを推奨して頂きたいです。	飼い犬のしつけは重要であり、しつけの専門家に助言をいただくことは効果的であると考えております。 しかしながら、全ての犬の飼い主が、専門家によるしつけの助言を受けることは難しいため、県では犬の社会化の推進に向けて、普及啓発を図るイベント開催、しつけに関する情報提供、その他の指導等に努めてまいります。	無
5	第7条(犬の飼い主の遵守事項) 第2項	「訓練」を「トレーニング」に変更して欲しい。 なお、「その場合罰を与えるやり方ではなく、褒めて強化するやり方を行う事」を入れて欲しい。 家庭犬としてのトレーニングと職業犬としての訓練は別のものであり、中には家庭犬にチョークチェーンを使ったしつけを強要する訓練士も多く、しつけ、訓練という言葉が独り歩きをすると、虐待につながる可能性があるため。	環境省告示「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(最終改正:令和4年第54号)の「第4 犬の飼養及び保管に関する基準」において、「犬の所有者等は、(中略)適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。」とあり、条例でも採用しました。 御意見いただいた動物の虐待につながることをないよう、国の法令や方針等を踏まえ、県として周知啓発や指導に努めてまいります。	無

番号	条番号 (改正後)	提出された意見の概要 (要旨)	意見に対する考え方	意見の採択により 修正した箇所の 有・無
6	第10条(猫の飼い主の遵守事項)	<p>完全室内飼育でも繁殖制限を必ず実施するように明記して欲しい。 悲惨な多頭飼育崩壊は、室内で起きているため。外に出すから多頭飼育になるという事では無い為。</p>	<p>第6条(飼い主の遵守事項等)において、「適正な飼養が可能な頭数」かつ「飼養する動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。」と規定しております。 今回改正する「猫の飼い主の遵守事項」については、第6条(飼い主の遵守事項等)の規定に加えて、みだりな繁殖の防止や周辺環境の保全のため、屋内飼育に努めることを規定したものです。 御意見いただきました多頭飼育問題につきましては、引き続き、未然防止のため周知啓発や指導に努めてまいります。</p>	無
7	第10条の2(飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項)	<p>そもそも飼い主がいないのに、誰が適切な管理を行うのか疑問である。 動物愛護管理法の目的は、人の生活環境に悪影響が起きる餌やりをしてはいけないのではないかと。 不適切な餌やりにより、繁殖力の強い猫は多頭飼育の問題にも繋がる。 観光県として他県や他国からの観光客が来県したとき、猫の糞尿等の悪臭が地元県民として恥ずかしい。 京都市では、不適切な餌やりをして市長の勧告・命令に従わない場合は5万円以下の過料を科すとしており、京都市と同等に飼い主のいない猫に対する条例を加えて欲しい。</p>	<p>周辺の生活環境の保全等に関しては、「動物の愛護及び管理に関する法律」第25条及び関連条項で規定されており、県においても同法に基づく指導等の対応を行っております。 また、飼い主のいない猫を地域住民が適切に管理する、いわゆる「地域猫活動」に対して、県では「飼い主のいない猫対策支援事業」により関係団体と連携して支援を行っているところです。 条例改正案により、飼い主のいない猫対策に係る県の考えを明らかにしたものです。引き続き、地域猫活動が適切に行われるよう取り組んでまいります。 いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>	無
8	第10条の2(飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項)	<p>改正内容に「地域猫活動」に関する規定とあるが、地域猫活動そのものの説明が分かりづらいと思います。 県の地域猫活動の登録では複数人の登録が必要で、地域の方々に管理するものと認識しています。この条例内容だと個人の活動とイメージしやすい気がします。</p>	<p>地域猫活動の詳細につきましては、県の「飼い主のいない猫対策支援事業」において、具体的な取組内容等を定めており、引き続き、県のホームページ等による周知を行い、当該活動の普及啓発を図ってまいります。</p>	無
9	第18条(手数料)	<p>第9号の犬又は猫の引取り手数料が倍になっており、高過ぎるため、現状のままだがよい。</p>	<p>犬猫の引取り手数料については、飼い主は犬猫を最期まで飼養する責任があることから、安易に引取りを求めることを防ぐ趣旨や、引取りに要する経費等を踏まえて、改定することとしました。 手数料の改定につきまして、県民の皆様にご理解いただけるよう、周知を行ってまいります。</p>	無
10	附則	<p>努力義務規定が10月1日施行となっておりますが、期間はいつまでですか。 また、努力義務期間終了後の規定については義務になる予定でしょうか。</p>	<p>努力義務規定は10月1日から施行予定であり、期間の設定はなく、義務規定に変更されるものではありません。</p>	無

番号	条番号 (改正後)	提出された意見の概要（要旨）	意見に対する考え方	意見の採択により 修正した箇所の 有・無
11	その他	<p>犬の飼い主の標識掲示義務について、犬の鑑札又は狂犬病予防注射済票の交付の際に、標識掲示用シールを交付することになっているが、病気等、注射を猶予する事情がある場合、当該シールが配布されない規定はおかしい。（高崎市在住）</p>	<p>中核市である前橋市と高崎市においては、動物愛護・管理に係る業務の権限が、県から各市に委譲されております。御意見いただきました、標識掲示用シールの交付時期につきましても、お住まいの高崎市の条例等に基づくものですので、高崎市役所へ御相談ください。</p>	無
12	その他	<p>用途地域の制限緩和、都市計画の見直し。 現代のペットは人の生活に深く密接しているので、トリミングサロンなどの動物関連事業は生活に必要なものだと考えられるため、家畜を対象にした古い条例ならば、一度検討していただきたいと思ったため。</p>	<p>用途地域や都市計画については、都市計画法等の法令に基づくものであり、いただいた御意見につきましては、関係部局と共有させていただきます。</p>	無